室谷総合法律事務所ニュースレター

つくる / つなぐ / ひらく

2018年1月発行 Vol.2

室谷総合法律事務所　〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号　四ツ橋ビルディング602号
TEL：06-6535-7340　FAX：06-6535-7341　http://murotani-law.jp/

　あけましておめでとうございます。皆さまに支えられて今年も無事に迎えることが出来ます。あらためて御礼申し上げると同時に、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

　さて、年始にあたり、「タイミング」について考察をしてみたいと思います。人の生き方も、会社・組織の浮沈も「タイミング」が重要です。しかしながら、この「タイミング」は、その時の人や会社・組織の感情、見通し、内的外的状況等に左右されるものであり、人や会社・組織が将来を明確に見越して勝ち得ることがなかなか難しいものです。その結果、「タイミング」を逃すことによって、人や会社・組織は不幸や不運に対峙せざるを得ない場面になることもあれば、「タイミング」を勝ち得ることで、人や会社・組織が幸福や成功を得ることもあります。

　弁護士業務では、この「タイミング」を逃す、勝ち得るという場面をよく拝見することがあります。「タイミング」を逃したことによって発生する法的問題に対処することもあれば、「タイミング」を得るための積極的法的戦略を立てることもあります。

　しかしながら、最も大事なことは、「タイミング」を逃したことに気が付いた後の対応や覚悟だと思います。「タイミング」を逃したことに気が付くと人や会社・組織は動揺し、対応策を誤り、更なる混乱や不幸を招くことがしばしばあります。しかしながら、「タイミング」を逃しても、人や会社・組織は、前を向くと覚悟をした時から、這い上がることが出来ます。その前を向いて、這い上がるという覚悟・決断こそが重要だと思います。ただ、その覚悟・決断が難しいものであり、そのことは私個人の生き方においても自戒を込めて感じることが多いものです。

　当事務所では、クライアントの皆様が、「タイミング」を得るための積極的法的戦略を立てることを提供することも当然ながら、「タイミング」を逃したとしても、更なる混乱や不幸を招くことなく、前を向けるような態勢を整えるお手伝いをすることについても、細心の注意をもって対応することを心がけたいと思っております。

代表弁護士　室谷　光一郎

判例紹介　～預貯金の相続に関する最高裁判断と実務への影響～

（最決平成２８年１２月１９日民集７０巻８号２１２１頁、最判平成２９年４月６日裁時１６７３号１２５頁）

１　ここでは、企業活動や日常生活に影響を及ぼす昨今の裁判所の判断を定期的に紹介します。今回は、預貯金の相続に関する表題の最高裁決定及び判決についてです。

２　表題の最高裁決定・判決は、共同相続された預貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されず、遺産分割の対象と判断しました。

３　従前の考え方によると、被相続人が金銭債権等の可分債権を有していた場合、当該債権は、相続開始時に当然に分割承継され相続財産を構成しません。これに対し、被相続人保有の現金は、遺産分割の対象となる相続財産とされています。

　これまで、預貯金は可分債権であり、相続財産を構成しないと考えられてきました。その一方で、金融実務では、相続人間の紛争に巻き込まれるのを回避すべく、相続分に応じた預貯金の引出しに際し、遺産分割協議書や他の相続人の同意書の提出を求めていました。また、家庭裁判所でも、相続人間の合意がある場合に、預貯金債権を遺産分割の対象とする運用を行っていました。

４　本決定・判決における判断は、従前の金融機関の運用や家庭裁判所での処理を一定程度追認するものとなっています。

　もっとも、預貯金が遺産分割の対象となることが明確にされたことで、今後、金融機関は、遺産分割協議が成立しなければ一切払戻しには応じない画一的な対応をとる可能性があります。この場合、遺産分割終了まで預貯金が凍結されるため、相続開始を知った時から１０か月以内に遺産分割協議ができなければ、相続税納税の資金手当てができない事態が生ずるおそれがあります。

　このような事態を回避し、預貯金の早期現金化を実現させるためにも、今まで以上に、遺言書の作成等の生前の対応をとる必要があるといえるでしょう。

　相続に関する紛争は、親族間に大きな禍根を残す上に、解決に至るまで長期に及ぶことが一般的ですので、そうならないための事前の対応が重要です。相続等の問題についてお困りのことがありましたら、是非とも御相談下さい。

室谷総合法律事務所

弁護士　室谷　光一郎　弁護士　鮫島　千遥

〒550-0013　大阪市西区新町1丁目5番7号
四ツ橋ビルディング602号
ＴＥＬ：０６-６５３５-７３４０
ＦＡＸ：０６-６５３５-７３４１
http://murotani-law.jp/
地下鉄四つ橋線四ツ橋駅２番出口直結。みずほ銀行のビル６階。
月曜日～金曜日 相談要予約

特集 01

ポイント民法改正
第１回「消滅時効」

第１　はじめに

平成２１年秋から動き出した民法（債権法）改正は、昨年の通常国会で法律案が可決されました。明治３１年の施行以来、１２０年ぶりの大改正です。今回の改正の内容は、企業活動や日常生活にも、大きな影響を及ぼすことが予測されます。

実際に新民法が施行されるのは、「平成２９年６月２日から起算して３年を超えない範囲内」と少し先ですが、事前に改正の内容を知っておくことでスムーズな移行が可能となります。

そこで、今回から数回にわたり、民法改正のポイントを紹介したいと思います。第１回目は、「消滅時効」についてです。

第２　消滅時効の改正のポイント

１　時効期間と時効の起算点

これまでの民法は、債権の消滅時効について、「権利を行使することができる時」（旧法１６６条１項）から１０年間（旧法１６７条１項）とする一方で、取引類型の応じた短期消滅時効を規定していました（旧法１６９条から１７４条）。また、商事債権ついては、民法とは別途、５年間の消滅時効が規定されていました（商法５２２条）。

これに対し、新法では、「債権者が権利を行使することができることを知った時から５年間」という主観的起算点と、「権利を行使することができる時から１０年間」という客観的起算点とを組み合わせて、どちらか早い期間の経過により時効が成立すると規定しています（新法１６６条１項）。また、これに伴い、民法上・商法上の短期消滅時効の各規定は廃止されます。

このような時効期間の統一により、多様な類型の債権管理がやりやすくなる一方で、一部の債権では旧法下と比較し時効期間が短くなるため、注意が必要です。また、賃金債権についての２年間の短期消滅時効の規定（労働基準法１１５条）は現時点で改正される予定はありませんが、今後の改正の有無を含めて注意する必要があります。

２　時効障害

新民法では、進行する時効期間を障害する事由として、「更新」と「完成猶予」という文言が使用され、旧法と異なった障害事由も規定されています、そのため、債権回収に際し、消滅時効の成否にこれまで以上に注意する必要があります。

特に、新法では、新たな時効障害事由として、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予が規定されました（新法１５１条）。旧法下では、時効期間の進行は止めるために訴訟提起せざるを得ない場面が多くありましたが、新法の施行後は、訴えを提起せずとも当事者間の合意により時効の完成を猶予することができるようになり、任意交渉で債権回収できる可能性が広がることが予測されます。

第３　おわりに

今回は、消滅時効に関する大まかな改正点を紹介しましたが、そのほかにも不法行為による損害賠償請求権の時効期間と起算点に関する特例、施行日前に生じた債権の消滅時効に対する新法の適用についても、注意するポイントがあります。

個々の事案についての新法の適用や、より詳細な改正点を御確認されたい場合には、弊所までお問合せいただければ幸いです。

趣味がない！！！（笑）

代表弁護士　室谷　光一郎

よく、「先生の趣味はなんですか」と聞かれることがあります。その時、私はしばしば凍ります（笑）。趣味がない！！！と自分に感じるからです。

寺社・歴史遺産巡り、旅行、食べ歩き、映画鑑賞、読書等はかなり好きで、それ自体は本当に楽しいものなのですが、何か「決め手」に欠けるような気がしているのです。「中学時代から哲学書、歴史書の読書は欠かせないですよ。本を読んで、色々と思索をしないと死んでしまいますよ。」なんて言っても、ちょっと気持ち悪い人ですよね・・・（笑）。「中学時代から３０年間、テニス三昧で、テニスは私の生涯の道楽ですね」なんて言いたいのですが、そんな「カッコいい」趣味がない自分に気が付いたりしております。「カッコいい」趣味をもちたい・・・。

いや、実はもっと恐ろしいことに気が付いていて、もしかしたら、趣味は仕事かもということです。弁護士業を通して得られる人間関係、情報、様々な知見に接することが最も興奮し、自分を高めてくれるからです。そして、つい、「趣味は仕事かも」なんてポロリと言ってしまう自分もいるのです。ああ、末期的状況だと自戒を込めて感じております・・・。そこで、最近は、「カッコいい」「趣味のための趣味」を追い求めても良いのかなと思うのです。皆様方、そんな「カッコいい」「趣味のための趣味」があるようでしたら、ぜひお誘いください！

読書を取り戻す～電子書籍習慣～

弁護士　鮫島　千遥

みなさん、「本は紙」派ですか？それとも「脱紙」派ですか？

私は、去年の夏に電子書籍専用端末を購入し、「脱紙」派の仲間入りをしました。当初、私は「本は紙」派だったので、電子書籍なんて邪道！という気持ちがありました。ただ、最近、業務関係以外の本をまともに読んでいないことが気がかりだったので、試しに、謀A社の一番安価な端末を購入することにしました。

しかし、実際に使ってみると、軽量で持ち運びしやすく、好きな時間に好きな本を読める便利さにハマってしまい、現在は必需品となっています（長時間読んでも目に負担がかかりません）。

また、読書内容の点でも、青空文庫で過去の名作を無料で読んだり、このところ全く読んでいなかった小説に手が伸びたりするようになりました。端末購入当初から、吉川英治『三国志』を読んでいるのですが（現在半分くらい読了です）、簡素ながらも躍動感のある文章を初めて読んだときは、言葉を仕事とする身として強い衝撃を覚えました。このように、電子書籍を導入しなければ出会わなかった作品を知ることができたことは、とても嬉しいことです。紙には紙の良さがありますが、私の場合、紙という有体物を取り払うことで、その分、読書との距離が近くなったように思います。

さて、今年の読書は、『三国志』を全巻完読すること、そして、多くの本（特に小説）を読むことを目標にして、習慣を維持したいと思います。